

記載上の注意

- (注1) 主任の欄は、電波法で定める主任無線従事者である場合に限り、「主任」と記載すること。
 (注2) 無線従事者の資格は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ右欄に掲げる略称で記載することができる。

区 分	略称	区 分	略称
第一級総合無線通信士	1 総	第一級海上特殊無線技士	海特1
第二級総合無線通信士	2 総	第二級海上特殊無線技士	海特2
第三級総合無線通信士	3 総	第三級海上特殊無線技士	海特3
第一級海上無線通信士	1 海	第一級陸上特殊無線技士	陸特1
第二級海上無線通信士	2 海	第二級陸上特殊無線技士	陸特2
第三級海上無線通信士	3 海	第三級陸上特殊無線技士	陸特3
第四級海上無線通信士	4 海	レーダー級海上特殊無線技士	海特レ
第一級陸上無線技術士	1 陸	国内電信級陸上特殊無線技士	陸特国
第二級陸上無線技術士	2 陸		
航空無線通信士	航空		
航空特殊無線技士	航特		

- (注3) 免許証番号の欄は、「ABCD1234」のように記載すること。
 (注4) 住所の欄は、主任無線従事者に限り記載するものとし、無線従事者については記載を要しない。
 (注5) 主任無線従事者及び無線従事者の選（解）任の都度、選（解）任後における主任無線従事者及び無線従事者全員について記載して提出すること。ただし、無線従事者の選（解）任届であって次のア又はイに該当する場合は、それぞれア又はイに掲げる時期に提出することができる。
 ア 多数の無線従事者を選任する企業又は団体等において、1年間に複数回の無線従事者の選（解）任に関わる人事異動が行われる場合は、当該企業又は団体等の年間の定期人事異動時期等特定の時期に、その時期における無線従事者の選（解）任届を提出することができる。
 イ アの提出方法を採用する場合において、当該企業又は団体等所属の無線局の定期検査が企業又は団体等の定期人事異動等特定の時期の前に行われるときは、その定期検査が行われる期日までに提出すること。
 (注6) 免許証コピーの提出は要しない。